

登園許可証明書

保護者記入：園名：まこと東幼稚園 氏名

該当疾患に○	疾患名	出席停止期間の基準(厚生労働省による) ※以下の基準に基づき医師が判断する
	インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ解熱した後3日間を経過するまで (抗ウイルス剤を服用中は登園を控える)
	百日咳	特有な咳が消失するまで。または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終わるまで
	麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで
	風疹(三日はしか)	発疹が消失するまで
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	水痘(みずぼうそう)	全ての水疱がかさぶたになるまで(ジュクジュクしていないこと)また、抗ウイルス剤を服用中は登園を控える
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消失した後2日を経過するまで
	腸管出血性大腸菌感染症	医師より感染の恐れがないと認められるまで
	流行性角結膜炎(はやり目)	同上
	急性出血性結膜炎(アポ病)	同上
	溶連菌感染症	抗生剤内服開始後24時間以上経過し、発熱や発疹等の症状が回復するまで
	感染性胃腸炎	嘔吐や下痢症状が軽快し、全身状態が回復するまで
	マイコプラズマ肺炎	解熱し、咳が軽快するまで
	細気管支炎	重篤な呼吸器症状(激しい咳など)が消失し全身状態が回復するまで
	ヘルパンギーナ	解熱し喉の痛みや口内炎が軽快して、普段の食事が摂れるようになるまで
	伝染性膿痂疹(とびひ)	患部を覆うことができれば登園可能。 覆えない場合はかさぶたが脱落するまで(ジュクジュクした状態が治り患部が乾燥するまで)
	結核	医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	医師において感染のおそれがないと認めるまで
	その他の感染症	《 》

上記の疾患で、令和 年 月 日から療養中のところ、
現在症状が軽快し他児への感染のおそれはない(症状が安定した)と判断したので、
令和 年 月 日より登園してよいことを証明します。

令和 年 月 日 医師住所
電話
氏名

印